

令和2年2月26日 発行

こ う じ え ん

普及センターだより

耕耳苑

宮古農業改良普及センター

TEL：0193-64-2220

FAX：0193-64-5631

岩泉普及サブセンター

TEL：0194-22-3115

FAX：0194-22-2806

いわてアグリベンチャーネット

<https://i-agri.net>

地域農業マスタープランの計画づくりに参加しましょう

本県では、農業の生産性向上を目的に、平成26年から開始された農地中間管理制度を積極的に活用しながら、関係機関・団体が一丸となって、地域農業の核となる担い手等への農地の集積・集約化の取組を進めてきました。

農地の集積・集約化の更なる推進に向けては、平場地域においては新たな農地の出し手の確保や、中山間地域においては、農地の受け手となる担い手の確保が課題となっており、改めて、地域の農地を将来に渡りどのように利用していくか、それぞれの地域において、議論を深めながら、農地の集積等の取組を強化していくことが重要になってきています。

そのため、本県では、令和元年度からの2ケ年を集中取組期間として、地域の農地をどのように活用していくか、農業者の皆さんの意向等を把握のうえ、地図などを活用し、今後5年～10年先、具体的に“誰が”、“どの農地”を利用していか、集落での活発な話し合いを行いながら、地域農業の将来像を描いた地域農業マスタープランに反映させていく“プランの実質化（再点検）”の取組を進めていくこととしています。

現在、管内の各市町村では農業者の皆様への農地利用に関するアンケートが実施され、集計分析が行われているところです。

今後、地域毎に、これらの資料をもとに、地図の作成や対象地区における話し合いが行われる予定です。

話し合いの目的は、現在の営農状況や意向調査を踏まえ、将来の農地利用や地域農業の在り方を真剣に議論し、将来にわたって誰が地域の農地を担っていくのか、誰に農地を集積・集約化していくのかを話し合っていくことですが、地域の話合いに参加する前に、ご自身のご家族やご親戚と同様の議論をしてから話し合いに参加することをおすすめします。

この機会に、是非将来の農地利用について考え、話し合いに参加しましょう。

【担当：小田中】



青色申告のすすめ

令和元年分の所得の申告受付が始まっています。今年の受付期間は、2月17日（月）から3月16日（月）までです。お住まいの市町村の広報等で、申告する種類・受付場所をあらかじめ確認の上、忘れずに申告しましょう。

なお、青色申告の記帳は、年末に貸借対照表と損益計算書を作成することができるような簿記が必要になりますが、青色申告特別控除や必要経費に算入できる青色事業専従者給与など特典があります。

令和2年分から新たに青色申告をおこなう場合は、3月16日までに所轄税務署への届出が必要になります。まだ青色申告をおこなっていない方は、この機会に令和2年分の申告について検討してみてもはいかがでしょうか？



【担当：村上】

家族で話し合い、出来ていますか？

農家の皆さんは、「お父さんは機械作業、お母さんは収穫・調整作業」という様に、家族内で農作業を分担して営農している場合が多いと思いますが、上手く意見を言い合っていますか？「口に出して言ったことはないけれど、相手はわかるだろう」、「本当はこうしたいのだけれど…」ということがある場合、「家族経営協定」を結んでみませんか？

家族経営協定とは「家族全員が経営者という意識を持って、経営面や生活面について話し合い、取り決めた内容を『文書化』したもの」です。経営方針や役割分担・責任が明確になり、皆の意欲や能力がより発揮されることで経営発展へ繋がります。つまり、家族経営協定は「家族内のルール」と言えます。

家族経営協定を結ぶことは、普段思っていること、今後やりたいこと、後継者への継承の時期などを話し合う良い機会になります。

協定はいつでも締結でき、家族や経営の変化に応じて内容を変更することもできます。「経営規模・内容に大きな変化」、「後継者が就農」、「後継者が結婚」、「経営移譲」は、締結するのに良いタイミングです。

詳しくは、農業改良普及センターまたは農業委員会までお問い合わせください。

締結者の声

『経営目標を明確化して夫婦で取り組んだら、早々に目標達成できた！』

『育児についても取り決めたため、農業と子育てが上手く両立出来ている！！』

【担当：久保田】

農業機械の公道走行について

作業機を牽引した農耕トラクタの公道走行に関し、昨年12月に保安基準が緩和されました。これにより、自動車免許については、小型特殊自動車の大きさを超え、かつ、牽引される作業機の車両総重量が750キログラムを超える場合は、大型特殊自動車免許のほか、牽引免許があれば公道走行ができるようになりました。

公道走行にあたっては、①灯火器類、②車両幅、③安全性、④免許の確認が必要になります。詳しくは農水省ホームページをご覧ください。

なお、県内で免許取得が可能な場所は以下のとおりです。

■ 運転免許センター等の住所等

	試験の種類		住所	電話
	実技	学科		
自動車運転免許試験場	○	○	盛岡市下田字仲平183	(019) 683-1251
盛岡運転免許センター	×	○	盛岡市盛岡駅西通一丁目7-1 いわて県民情報交流センター (アイーナ)1階	(019) 606-1251
県南運転免許センター	×	○	胆沢郡金ケ崎町西根北荒巻100-2	(0197) 44-3511
沿岸運転免許センター	×	○	釜石市中妻町三丁目3番1号	(0193) 23-1515
県北運転免許センター	×	○	久慈市川崎町2-1	(0194) 52-0613

※ 上記の内容は、ホームページより抜粋したものです。(令和2年1月21日現在)

※ 各運転免許センターの学科試験は、指定自動車教習所を卒業し、「卒業証明書」をお持ちの方が受験できます。

【担当：砂子田】

新しい食品表示への切替えはお済みですか？

令和2年3月31日で加工食品及び添加物の経過措置期間が終了します。令和2年4月1日からは、新表示での製造となります。

※平成29年9月から、原料原産地の表示ルールも変更になっています。

- 原材料と添加物を明確に区分していますか？
- 全てのアレルギーを適切に表示していますか？
- 製造所（または加工所）を適切に表示していますか？
- 栄養成分表示を適切に表示していますか？

※ 小規模事業者等に該当する等、栄養成分表示を省略できる場合があります。

上のチェック表でチェックしてみましょう！なお、詳細は最寄りの保健所にお問合せください。

【担当：米澤】

こんな虫を見たら要注意！

近年、本県では見られなかった農作物の害虫が、温暖化や人為的要因により発生確認されています。最近本県で発生確認された2種類の害虫を紹介します。

1 クモヘリカメムシ

- ・ 分布北限はこれまで宮城県南部とされていましたが、令和元年8月中旬、陸前高田市の水田において発見されました。
- ・ 成虫は体長15~17mmで、体色は黄緑色を呈し、頭部及び前胸背前縁部の両側に黒い縦帯があります。幼虫の体色は緑色です。
- ・ 大型斑点米カメムシの一種であり、**水稻の穂を吸汁加害**します。
- ・ 本種を対象とした防除対策は未確立のため、当面は本県の主要加害種であるアサヒカメムシを対象とした防除を行ってください。



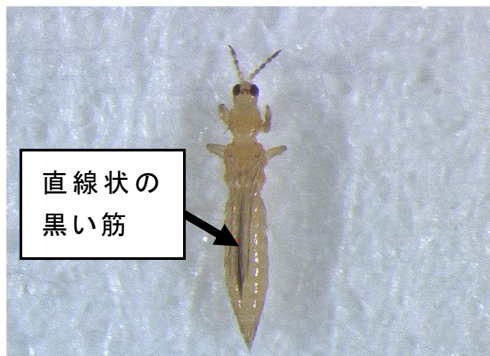
クモヘリカメムシ成虫



水稻の被害（斑点米）

2 ミナミキイロアザミウマ

- ・ 東南アジアからの侵入害虫で、平成30年8月、奥州市の施設栽培ピーマン圃場において発生確認されました。
- ・ 成虫は体長1.0mmほどで小さいです。前翅は濃褐色の縁毛が生えているため、翅をたたんだ状態では、背面の中央部に直線上の黒い筋として見えます。
- ・ 野菜ではキュウリ、ナス、ピーマン、ホウレンソウなどに寄生します。
- ・ 定植後に発生が確認された場合は、本種に効果が認められる剤で防除してください。また、施設内の不要な野菜・花き類や雑草は越冬場所となり得るため、除去しましょう。



ミナミキイロアザミウマ雌成虫



ピーマンの果実の被害

(引用元：岩手県病害虫防除所 警報・注意報・特殊報 <https://i-agri.net/Index/gate003/003/>)

【担当：佐々木（貴）、藤沢】